

# 回数券払戻について

1. 払戻期間 令和6年4月17日（水）から

**令和7年2月28日（金）まで**

2. 払戻しの対象となる回数券等

農業公園豊作村「湯ったり館」が販売した入館回数券及び入館ギフト券のうち、使用有効期限の記載がない又は令和6年4月1日において使用有効期限が経過していないもの。

※申請時払戻し対象の回数券及び印鑑が必要

3. 払戻し場所・時間等

農業公園豊作村「総合交流ターミナル」受付窓口  
(湯ったり館道路向かって反対側の茶色の建物)

午前9時から午後5時まで（休館日を除く）

休館日：2月3日、10日、17日、25日

電話番号：0297-60-1720